

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www.41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1919

2021・3・22
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

インボイス制の導入反対、集会で決意新たに

3・13重税反対全国統一行動

三次集会・3月11日(木)

3月11日に行われた重税反対全国統一行動。三
次集会は各支部ごとに『出会の広場』に集まっ
て集会。総勢161名が
三次税務署へ集団申告し
ました。

集会あいさつと報告

晴天の下、8時半に役
員・事務局が集まり、打
ち合わせ。その後、『出
会いの広場』へ行って、
受付の設置や行列の間隔
をテープで作るなどし準
備万端。この間のコロナ
禍の影響で集会は短時間
で、密を避けて行いまし
た。

国重会長は「10年前の
同じ日に集会を行って
いた時、東北で大震災が
起きました。あれから10
年経ち、我々は新型コロナ



第一集会

ウイルスという新たな苦
難を迎えています。重税
反対の思いを込め、申告
しましょう」と決意を。
作田事務局長は「コロ
ナ禍は人災。菅政権の対
応は大企業だけ生き残る
政策です。また今年から
始まるインボイス登録。
このままでは全事業者が
消費税の課税業者になっ
てしまいます。今こそ危
機感を持って反対してい
きましょう」と参加者に
訴えを行いました。

第二集会



第三集会



第四集会



集会後、各々距離を保
ち、肅々と三次税務署へ
自主申告を行いました。



受付では除菌、検温を
徹底しました！

申告・納税期限延長のお知らせ

◎所得税の申告・納付期限 4月15日(木) 振替納税の場合は5月31日(月)

◎消費税の申告・納付期限 4月15日(木) 振替納税の場合は5月31日(月)

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

今回の春の運動・ばり鯉キャンペーンには、下記の民商ポスター3枚を店頭などに貼っていただいたら、3,000円の応援金を贈呈します。会員の皆さん、民商に取りに来てくださーい。



貼
て
は
い
！
ポ
ス
タ
ー
を



書き込み班会の時や郵送でお渡ししている『春の運動グッズ』の中に、コロナ対策などの署名が入っています。

菅政権の失政に声を上げるため、民商まで届けてください。

署
名
の
御
協
力
を
！

広島県頑張る飲食店と取引がある納入事業者応援金

申請期限: 2021年4月23日(金)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少した県内の飲食店納入事業者への応援金支給が始まりました。

【支援額】 **1店舗あたり30万円**

【対象者】 **製造・卸部門 【食材・食品・酒類・飲料・割り箸・おしぼり】**
サービス部門 【清掃・クリーニング・花・ごみ廃棄】

【申請要件】①広島県内に本社があること。 ②中小企業基本法で定義する中小企業であること。

③令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が売上が対前年同月比30%以上減少していること。

④県内の飲食店（飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類）と定期的な取引を行っていること。

⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者じゃないこと。 ⑥県または県から委託された者が事前通知なしに行う訪問調査に協力すること。

⑦今後も事業を継続する意思があること。 ⑧広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者支援事業」の対象事業者でないこと。

【申請書類】

◆提出書類チェックシート ◆申請書 ◆誓約書（民商にもあります）

◆県内飲食店と取引が分かる書類 『申請書』に記載した取引先それぞれについて取引を証明する書類の写し

※納品書のほか、売上台帳、請求書・領収書等の帳簿書類、取引内容が分かる通帳など

◆売上がわかる書類 ①直近の確定申告書の写し

②令和2年12月～令和3年2月のいずれかの売上台帳の写し

③前年同月の別売上台帳の写し

◆法人代表者または個人事業主の本人確認書類の写し 例：運転免許証、パスポート、保険証、商業登記簿謄本

◆振込先口座の通帳の写し 表紙をめくった次のページ

【申請方法】 郵送の場合 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2

頑張る飲食店応援事務局 宛

電子申請の場合 ホームページから申請

※果物店、惣菜店など小売業者が配達が無くとも飲食店舗との直接取引（店の人が購入しに来る）があれば対象。

例示として納品書や請求書など工夫して提出が可能

※着付けや美容院などについては直接契約はOKですが、契約が無くとも飲食店の事業主が来ることが明らかな場合は対象となります。これも添付書類を工夫して提出が可能

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654